

別添 1

津市統合型校務支援システム構築等業務の
調達仕様書

平成 2 9 年 5 月

津市教育委員会

目次

- 第 1 総 則
- 第 2 業 務 内 容
- 第 3 ソフトウェアの仕様
- 第 4 ハードウェアの仕様と調達
- 第 5 現行ハードウェア環境等の活用
- 第 6 業務管理と作業の実施
- 第 7 成果品
- 第 8 スケジュール
- 第 9 特記事項

- 別紙 A 機能実現証明書
- 別紙 B データセンター仕様書
- 別紙 C 津市学校教育ネットワーク構成図
- 別紙 D 津市学校教育ネットワーク F T T H 化実施状況

第 1 総則

1 業務の名称

業務の名称は、「津市統合型校務支援システム構築等業務」とする。

2 適用の範囲

本仕様書は、津市教育委員会が発注する「津市統合型校務支援システム構築等業務」（以下、「本業務」という。）全般について適用するものとする。

3 業務の目的

本市の学校現場においては、名簿、出席簿、通知表、指導要録の作成・記入等の各種校務に関する事務手続きやデータが連携・集約されることなく処理・管理されているため、繰り返しの入力作業や転記作業が行われる等、煩雑で非効率な状態となっており、教職員の負担の増加や業務の精度の低下につながっている。

そのため、子どもに関わる情報や校務の内容・様式を集約及び電子化して各業務における連携的な管理・活用が可能となる統合型校務支援システムを新規に導入・運用することで、業務の効率化、迅速化及び精度の向上を図ることを目的とする。

なお、津市学校教育ネットワーク内で運用する Web 方式によるシステム構築とすることで、耐障害性やセキュリティを強化した環境の構築についても併せて期待するものである。

4 システムの概要と機能

情報機器活用のルール及び津市教職員データ取扱い規定等に則り、津市学校教育ネットワークに接続している校務用端末から処理できるシステムとする。

また、システムは、いわゆるパッケージ型の Web システムとし、ASP 方式のシステムの採用は行わないものとする。システムの機能は、原則として、津市立小学校 48 校、中学校 19 校、義務教育学校 1 校を対象としたシステム導入から運用サポートまでの業務とし、本仕様書及び別紙 A 「機能実現証明書」に記載する各機能を有するものとする。

また、出力される文書、帳票等は、津市教育委員会が指定する様式に対応可能であることとする。

5 基本条件

以下の条件を前提に、本業務に最適と考えるシステムを提案することとする。

(1) 対象機関及び所属数

津市立小中学校、義務教育学校とする。(津市教育委員会は、管理者として利用する。)

小学校 48校(分校1校を本校に含む)

中学校 19校(分校1校を本校に含む)

義務教育学校 1校

(すべての小中学校、義務教育学校は3学期制である)

津市教育委員会事務局

(2) 利用教職員数

小学校 約1,100人

中学校 約600人

義務教育学校 約30人

(3) 児童・生徒数及び学級数

児童数 約17,000人

生徒数 約7,000人

小学校 663学級

中学校 249学級

義務教育学校 13学級

(4) 端末数 約1,850台

(5) 対象業務及び文書

校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、講師が行う業務及び業務上必要となる文書ならびに児童生徒に関わる文書

第2 業務内容

本業務の範囲は、次のとおりとする。

1 システム構築

基本機能(機能、画面デザイン等)、追加機能、テスト仕様書を作成し、津市教育委員会の承認を得て作業に着手する。

2 別表「賃借物件一覧」の作成

調達すべき機器構成を示した別表「賃借物件一覧」を作成し、津市教育委員会の承認を得て作業に着手する。

3 ハードウェア等関連機器の設置

津市教育委員会が指定するデータセンター(津市内に所在)内、教育委員会契約のサーバラック空きスペースを使用すること。(別紙B「データセンター仕様書」参照)

4 ソフトウェア構築

別紙A「機能実現証明書」に基づき、カスタマイズ等を行う。

5 システムテスト

4により開発したソフトウェアをサーバにインストールし、学校教育ネットワークと接続した上で、システムの実運用テスト及び、アクセス集中時の負荷テストを行い、サーバ側、端末側それぞれの正常な稼働を確認すること。

6 操作説明及び研修

- (1) 本システムは、マニュアルがなくとも容易に操作が可能なシステムであることを目指すものとするが、ユーザ及び管理者が初めて操作する場合でも対応できるよう、わかりやすい操作マニュアル（HTML形式又は、PDF形式）を津市教育委員会の了承を得て作成し提出する。
- (2) マニュアル提出後、操作研修会を実施する。対象及び時間数は概ね下表のとおりとし、日時、場所については、別途協議の上決定する。

	対象	人数	時間数
1	管理職研修会（実技講習）	40人	2日（2時間）
2	教務担当者研修会（実技講習）	40人	3日（2時間）
3	一般職員研修（講義講習）	300人	3日（2時間）
4	職種別研修	40人	3日（2時間）
合計			

- (3) 操作研修会では、一般的な機能の説明だけでなく、各業務における効果的な活用事例も含めるものとする。
- (4) 操作研修に必要なネットワーク環境、パソコン、プロジェクタ等の機材は津市教育委員会が用意する。
また、テキスト等は、受注者が原稿データを作成し、津市教育委員会が必要数を印刷することとする。

第3 ソフトウェアの仕様

本業務で構築するシステムのソフトウェアには、以下に掲げるものを導入することとする。

1 パッケージソフト

別紙A「機能実現証明書」に記載された諸機能を満たすパッケージソフトを導入する。複数のソフトによる構成も可とする。

2 データベース管理ソフト

- (1) システムで利用するデータベースを管理し、データに対するアクセス要求に応えるソフトウェアとする。
- (2) 商用、非商用は問わないが、それぞれの最新版、または

それに準ずるものとし、セキュリティ対策についても十分に配慮すること。

- (3) 簡易な操作で操作履歴を含めたすべてのデータを一括でバックアップできる設定を行うことができるものとする。
- (4) 文書データがデータベース内で一元管理され、保全性が確保される構造をもつものとする。
- (5) メンテナンスが容易に行えるものとする。
- (6) データベースの管理が簡易な操作で行えるものが望ましい。

3 情報共有ツール

上記1のパッケージソフトに本業務の円滑な運用の為有益となる情報共有ツールを含めて提案すること。情報共有ツールは、別紙A「機能実現証明書」に記載された諸機能を満たすこと、直感的な操作が可能であることに留意すること。

なお、情報発信機能についてはWebページが短時間で作成できるとともに、災害発生時にも活用できるものが望ましい。

第4 ハードウェアの仕様と調達

本業務で構築するシステムのハードウェアには、次に掲げるものを調達するものとし、設置、現地調整及び環境設定を行うものとする。なお、既設の機器で、本市にとって有効と判断されるものについては、津市教育委員会及び既設の機器導入業者の許可を得たうえで利用可能とする。

1 サーバ

次に掲げるスペックを基準としたサーバを導入する。サーバの構成は、システムの信頼性・可用性、及びセキュリティの向上、保守運用効率の向上を考慮すること。また、レスポンス・費用運用管理の面・耐障害性などから最も適切であると考えられる機能を搭載すること。

- (1) OSは、Windows、Linuxなどのサーバ用OSの最新、または、それに準ずるものとし、セキュリティ対策についても十分配慮されていること。
- (2) HDDは、RAID5などの冗長構成とし、サーバごとに必要十分な容量を確保すること。

2 関連機器

次に掲げる関連機器を必要に応じて導入する。なお、これ以外にシステムの安定稼働に必要な関連機器がある場合は提案すること。

- (1) 無停電電源装置は、サーバ等機器構成に応じて必要十分

なものとし、賃借期間において、確実に自動シャットダウン等を行い、データ保護を行えることを担保できるものとする。

- (2) バックアップ装置は、システムの運用に最適かつ効率的な機能を選定することとする。
- (3) 電源装置については、おおむね下記の機能を有すること。
 - ア Web ブラウザを使用して、ネットワーク設定や個別のコンピュータシステムのシャットダウン時間の設定、および電源イベントを表示できること。
 - イ 停電が長時間に及んだ場合、安全かつ確実にシャットダウンするように設定できること。
 - ウ イベントログの取得ができること。
- (4) 関連機器は、24時間365日（連続・無停止）の運用を行える構成とする。ただし、システムのメンテナンス等、必要に応じて停止可能とする。
- (5) 関連機器は、津市教育委員会が指示する場所へ搬入、設置、設定するものとする。

第5 現行ハードウェア環境等の活用

1 端末環境

本業務で構築するシステムの端末は、すべて既存の機器を活用することとする。

- (1) 教職員用端末のハードウェアスペックの最低水準は、概ね次のとおりである。

ア OS Windows7 Pro 32bit 正規版（日本語版）
（平成29年10月から平成30年9月末までに順次
Windows10 Pro 64bit 正規版にリプレースを行う。）

イ CPU Celeron プロセッサー900

ウ メモリ 2GB

エ HDD 160GB

オ モニタ 15.4型

カ ブラウザ Internet Explorer11

キ 基本ソフト Microsoft Word 2007

Microsoft Excel 2007

Adobe Reader 9

- (2) システムは上記スペックの端末で良好なパフォーマンスで動作するよう構築するものとする。

2 ネットワーク環境

- (1) 津市学校教育ネットワークの回線速度（別紙D「津市学校教育ネットワークF T T H化実施状況」参照）は、教育

委員会庁舎においては、幹線 1.0Gbps、枝線 1.0Gbps である。出先機関等ではベストエフォート型の回線（上り 1 Gbps、下り 1Gbps）または（上り 5 Mbps、下り 100Mbps）を利用しているため、本庁舎に比べてパフォーマンスの低下が予想されるが、回線が遅い場合でも通常使用に差し支えないシステムを構築すること。既存のネットワーク構成については、別紙 C 「津市学校教育ネットワーク構成図」を参照のこと。

- (2) 通信プロトコルは、TCP/IP とする。
- (3) 津市学校教育ネットワークとの連携については、津市教育委員会と協議の上、受注者が実施する。
- (4) 使用するポートはセキュリティに十分配慮し、必要最小限とする。

3 データセンター

データセンターについては、津市教育委員会が指定するデータセンターを使用する。別紙 B 「データセンター仕様書」を参照のこと。

第 6 業務管理と作業の実施

1 作業経過及び工程管理

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、業務全般及び行う実施内容ごとに、下記の内容を記載した作業計画書を作成し、津市教育委員会の承認を得るものとする。また、作業計画を変更するときも同様とする。

作業計画等の作成にあたっては、本市システムの構築に支障がないよう、津市学校教育ネットワークの構成、端末構成、データセンター、情報セキュリティ対策等について、十分な現状調査を行うこと。

- (2) 受注者は、作業計画書に基づき、適正な工程管理を行い、定期的に津市教育委員会に進捗状況の報告を行うとともに、津市教育委員会より業務の進捗状況等の提出を求められたときは、速やかに提出しなければならないものとする。

2 統括責任者

受注者は、本業務の実施にあたり統括責任者を配置することとし、その配下に業務ごとの責任者を配置しなければならないものとする。

各責任者は、本業務に関する必要な実績、知識、資格等を有するものとし、誠実に本業務を実施しなければならない。

3 報告及び打合せ

本業務の実施にあたり、下記のとおり報告及び打合せを行

うこととする。

- (1) 受注者は、あらかじめ連絡体制を明確にし、本業務の実施において、必要又は必須と考えられる事項については、津市教育委員会に対して、速やかに連絡、報告等を行うこととする。
- (2) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、統括責任者及び責任者は、技術者・作業関係者等と常に密接な連絡をとり、必要に応じて作業の方針及び条件等の疑義を津市教育委員会と協議するものとし、その内容については、その都度、打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、それらの記録のうち、必要と思われるものは津市教育委員会に提出するものとする。

4 貸与資料

本業務における貸与資料については、次のとおりとする。

- (1) 津市教育委員会は、本業務の実施にあたり、システム構築等に必要なデータや文書の様式等に必要な資料等を貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与された資料等を、紛失、損傷、汚損のないよう慎重に取り扱うものとする。
- (3) 受注者は、貸与された資料等について、その受渡状況を登録した帳簿を備え付け、常に其の管理状況を明確にしなければならない。
- (4) 受注者は、貸与された資料等について、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (5) 受注者は、貸与された資料等について、業務上必要であっても津市教育委員会の承諾なしに複製、公開してはならない。
- (6) 受注者は、貸与された資料を本業務完了後、すみやかに津市教育委員会に返還しなければならない。

5 開発環境

本システムの開発にあたっては、津市教育委員会は機器及び場所を提供しない。ただし、動作テストの際はこの限りではない。

6 機密の保持

受注者は、業務において知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。

7 再委託の禁止

本業務における再委託等の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 受注者は、本業務の全部または一部の作業を第三者に委

託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により、津市教育委員会の承諾を得た時はこの限りではない。

- (2) 受注者は、この契約によって生じる権利または、義務を第三者に譲渡または継承させてはならない。

第7 成果品

1 成果品

主な成果品は、以下のとおりとする。

- (1) システム機能一覧、操作マニュアル
- (2) 帳票一覧表
- (3) テスト計画書、テスト仕様書、テスト結果報告書
- (4) 試験計画書（受け入れテスト計画及び仕様書）、検収報告書
- (5) その他、本業務に係る成果文書（マニュアルなど）
- (6) 電子データ（上記(1)～(5)を電子媒体に格納し、提出する）

2 納入場所

成果品の納入場所は、津市教育委員会事務局 学校教育課とする。

3 納入期限

成果品は、賃借契約開始後速やかに納入するものとする。

4 検査及び引渡し

検査及び引き渡しについては、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務を完了したときは、その旨を津市教育委員会に通知しなければならない。
- (2) 津市教育委員会は、上記(1)の通知を受けた時は、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- (3) 検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、業務が上記(2)の検査に合格しないときは、直ちに修補して津市教育委員会の検査を受けなければならない。

5 訂正、補足の処理

本業務の検査終了後、1年以内において不良箇所所が発見された場合、受注者は津市教育委員会の指示する訂正または補足の処理を受注者の負担により、速やかに行うものとする。

第8 スケジュール

本業務を円滑に遂行するための最適なスケジュールを提案

すること。スケジュールは、津市教育委員会と受注者との協議の上、変更を行うことが出来るものとするが、運用開始時期を平成29年10月1日とし、10月1日から10月31日までの間は、正式運用環境を用いての総合運用テスト期間とする。

第9 特記事項

1 機器貸借期間

本システムを構成するソフトウェアおよびハードウェア機器等の貸借期間は、平成29年10月1日から平成34年9月30日までとするが、ハードウェアを除くソフトウェアおよびライセンス、データベースについては引き続き利用可能となるよう、津市教育委員会の依頼に基づき無償譲渡すること。

2 外部メディアへのデータ保存

磁気テープ（DAT等）に月曜日から金曜日まで日毎のバックアップをとり、データ保持を図るとともに、同データセンター内で保管すること。

3 保守・点検業務

システムの保守・点検業務は、別途契約することとする。

4 保証期間

受注者は、貸借期間内に発生した障害等は、直ちに調査を実施し、その原因の究明と速やかな復旧に努めるものとする。

ただし、同期間内において、設定の変更等が必要となった場合は、津市教育委員会、受注者協議の上、運用に必要な措置を上記同様に講じるものとする。

5 疑義

本仕様書及び別添各資料に記載のない事項については、津市教育委員会、受注者協議の上、決定することとする。